

# NEWS RELEASE

平成 27 年 3 月 25 日

各 位

株式会社 東京都民銀行

## 「解除条件付保証契約」の取扱開始について

東京都民銀行（頭取 柿崎 昭裕）は、平成 27 年 4 月 1 日（水）より、下記のとおり「解除条件付保証契約」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「解除条件付保証契約」とは、一定の条件を充足した場合に保証債務が効力を失う保証契約であり、平成 25 年 12 月 5 日（木）に経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」における、経営者保証の機能を代替する融資手法の一つです。

当行は、解除条件を充足した旨のお客さまからの通知に基づき、保証人の保証債務の解除手続を行います。本契約が、お客さまの経営に対するモチベーションの維持・向上に繋がるものと考えております。

当行は、地域密着型金融の機能強化、成長プロセスに応じたコンサルティング機能の観点から、担保や個人保証に依存しない融資手法の活用による資金供給に取組み、さらなる金融仲介機能の向上に努めて参ります。

記

### 「解除条件付保証契約」の概要

対象となるお客さま	法人および個人事業主
解除条件付保証契約	お借入時に設定した解除条件（コベナンツ）を充足した場合に保証債務が効力を失う保証契約
解除条件	当行とお客さまの間で協議のうえ、決定いたします
取扱店舗	全営業店（ハローアクセス支店を除く）
取扱開始日	平成 27 年 4 月 1 日（水）
その他	当行所定の審査によりご希望に添えない場合がございます

詳しくは、お近くの営業店窓口にお問い合わせください。

以上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155